

一般社団法人千葉県流通商防犯協力会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人千葉県流通商防犯協力会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、各会員の相互扶助の精神に基づき、団結して防犯対策及び暴力団排除活動並びにパチンコ賞品の合法、適正な流通を推進することにより、会員の健全な経営活動を促進し、かつ、その地位の向上を期することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及、宣伝及び防犯活動事業
- (2) 暴力団排除のための事業
- (3) 関係機関、団体との連携による会員の営業指導
- (4) 会員の取引に係るパチンコ賞品の適正な流通の指導
- (5) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業に対する支援
- (6) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業に対する支援
- (7) 勤労意欲のある者に対する就労支援を目的とする事業に対する支援
- (8) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業に対する支援
- (9) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業に対する支援
- (10) 会員の福利厚生、親睦に関する事業
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、千葉県内において発行する千葉日報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(入会)

第6条 千葉県内の遊技場に賞品を販売する法人及び個人で当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般

法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格)

第7条 千葉県内の遊技場に賞品を販売する法人及び個人のうち、次の各号の一に該当する者は会員となる資格を有しない。

- (1) 千葉県暴力団排除条例第2条(定義)に定める団体及び個人、暴力団の活動を助長する者情を知って暴力団の運営に資することとなる利益供与をする者並びにこれらの者が役員又は構成員となる法人及び団体
 - (2) 賞品買取会社(個人事業主を含む。以下「ショップ経営会社」という。)において購入する賞品の出所元が特定の遊技場の場合、そのショップ経営会社の役員と賞品出所元の遊技場役員が3親等内の血族、姻族の関係にあるショップ経営会社(個人事業主の場合は経営者個人)から賞品を購入する賞品販売会社及び団体並びに個人販売業者
 - (3) 遊技場役員と2親等内の者が役員となっている賞品卸売会社及び団体(個人経営を含む。)
 - (4) 遊技場経営会社又は遊技場経営会社役員からパチンコ賞品の流通に関して資金、資材、物品の融資、貸与、供与を受けるなど特別の関係を有する賞品卸売会社及び団体(個人事業者を含む。)及び特別な関係を有する者が役員となっている賞品卸売会社及び団体(個人事業者を含む。)
 - (5) 過去に除名処分を受けた者又はその者が役員となる法人及び団体
- 2 会員となるには、当法人の役員1名以上を含む会員2名の推薦を得た上、次に定める書類により申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 申込書
- (2) 誓約書
- (3) 前条の規定に関する証明書
- (4) 会社の登記簿謄本、住民票、印鑑証明書、納税に関する証明書その他当法人で規定する書類

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(法令等の遵守)

第9条 会員は、当法人が定める定款及び規程を遵守するとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)、を始め各種法令等を遵守しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3か月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

2 次の各号の一に至った場合は退会するものとする。

- (1) 会員が事業を廃止したとき。
- (2) 千葉県内の遊技場と取引が皆無となり2年間の会員資格の存続を求めないとき。
- (3) 前号の規定により会員資格を有していた者が、千葉県内の遊技場との取引が皆無となった日を起算日として2年間を経過しても千葉県内の遊技場と取引が再開されなかったとき。

(除名)

第12条 当法人の会員が次の各号の一に該当する場合は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 千葉県暴力団排除条例により禁止されている事項に該当する行為があったとき。
- (2) 第7条(会員の資格)の要件及び申告事項に虚偽事実のあったとき。
- (3) 風適法第23条の規定(パチンコ事業者による賞品の買い取り行為の禁止)に違反し、刑事又は行政罰を受けた場合にその行為へ関与程度が悪質と認められるとき。
- (4) 第37条(是正勧告)に違反し、是正勧告を求められこれに従わなかったとき。
- (5) その他当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の停止)

第13条 当法人の会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により当該遊技業者の営業停止期間と同期間の会員資格を停止することができる。

- (1) 会員が前条第3項に定める行為の関与程度が除名に至らない程度の場合
- (2) 取引先遊技業者が風適法施行条例第11条第2項第1号に定める遊技場営業者による賞品の買い取らせ行為の禁止により指示処分を受け、更に風適法第30条(営業の停止等)に基づく営業停止処分を受けたときにその行為に関与した場合

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(総会の構成等)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 会員の除名
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)等計算書類の承認
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第18条 総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第19条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第20条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議長)

第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の

日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した役員は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち、3名以内を副理事長とすることができる。
- 5 理事のうち、1名を専務理事とする。
- 6 理事のうち、3親等以内の親族は3分の1を超えてはならない。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 専務理事は、学識経験者から理事長が理事会の同意を得て任命する。

(理事の職務権限)

第26条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは予め理事長の定めた順位により理事長の職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(相談役)

第30条 当法人に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、当法人の理事長、副理事長及び理事の経験者の中から、理事会において推薦する者のうちから理事長が委嘱する。

(報酬等)

第31条 役員及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤で業務を行う専務理事は報酬を支給する。

- 2 専務理事の報酬等の額は、理事長が理事会の同意を得て定める。
- 3 役員がその職務を行うために要する費用については、支弁することができる。
- 4 前項の費用の支弁に関しては、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と同額とする。

第5章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定並びに解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(是正勧告)

第37条 第6章の規定による賞品流通監視委員会が別に定める委員会規則の権限において調査した結果、是正を要すると認め理事会に是正勧告の求めを行った場合は、審議の上勧告の必要があると認めたときは、当該会員に是正勧告を実施するものとする。

(報告)

第38条 前条の規定により是正勧告を受けた会員は、勧告を受けた日を起算とし、1か月以内に改善結果を理事長に書面により報告しなければならない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(委員会・部会の設置)

第41条 理事長は、理事会の議決を得て、理事会の下に委員会又は部会を設置することができる。

2 委員会又は部会の構成は、理事会の議決による。

第6章 賞品流通監視委員会

(商品流通監視委員会の設置)

第42条 当法人の附置機関として、賞品流通監視委員会(以下「監視委員会」という。)を設置する。

2 監視委員会に関する事項は、一般社団法人千葉県流通商防犯協力会賞品流通監視委員会規則に定めるところによる。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、事業年度終了後の最初の総会で報告する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により理事会の議決が得られないときは、理事長は、理事会の議決を得られる日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供する。

(余剰金)

第46条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

2 余剰金は、理事会の議決を得て国、地方公共団体、社会福祉団体、特定非営利活動法人等に対し社会福祉協力金等として支出することができる。

第8章 事務局

(事務局)

第47条 当法人に事務を所掌する事務局を置く。

2 事務局に当法人の事務を処理するため、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は理事長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第51条 この法人の設立当初の事業年度は、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(経過措置)

第51条の2 第7条第1項第3号の規定は、設立時社員については適用しない。

(設立時の社員等)

第52条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

【省略】

(設立時の役員等)

第53条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。 【省略】

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

改正経緯

- 1 平成26年6月13日（第9条【会員の義務】、第24条【役員の数】）
- 2 平成28年6月21日（第4条【事業】、第7条【会員の資格】、第9条【法令等の遵守】、第23条【議事録】、第24条【役員の設定等】）
- 3 令和4年6月24日（第28条【任期】）